

高冷地野菜産地における生産流通の変化とその要因

藤 沢 弥 栄・八 巻 聡

(福島県農業試験場)

The Transition Factors of Produce and Circulation at
a Place of Vegetable Production in Highland

Hiroei FUJISAWA and Satoshi YAMAKI

(Fukushima Prefecture Agricultural Experiment Station)

1 は じ め に

福島県北塩原村大字檜原地区はダイコンの産地として、「奥磐梯ダイコン」の銘柄で昭和44年に国の産地指定を受けたが、他産地と同様に連作障害によって昭和60年にその指定が取り消された。

しかし、W集落では連作障害の発生を契機として、ダイコンの単品大規模経営から、労働集約型野菜や粗放型野菜を組み合わせた少量多品目経営に変化してきており、最近では新たに花きの栽培も開始された。

本報告では、単品大規模産地から少量多品目産地へ変化してきた過程において発生した問題を一般化し、今後の産地指導の方向について検討したものである。

2 集 落 の 概 要

1980年の農林業センサスによれば、W集落は総戸数56戸、農家数52戸であり、第1種、第2種兼業農家がそれぞれ5戸、47戸であり、内25戸は民宿等を含む自営兼業農家であ

る。

集落は、年間300万人以上の観光客が訪れる磐梯朝日国立公園内に位置し、観光と係わりが深い集落である。

3 生産の変化とその要因

表1は指定産地としての変化を示したものであるが、ダイコン作付面積は昭和49年をピークとし、また同時期から、京浜市場を唯一の出荷先としていた市場対応にも変化が表れている。当産地における萎黄病の初発は昭和48年であり、同年以降単位収量の減少が見られる。昭和51年以降は新潟、仙台市場への出荷量の増加が見られ、既にこの時期にはかなりの品質の低下があったものと推定する。

当産地では個人選別、共同出荷でありこの時期には、農家から規格の個人較差についての問題が指摘されている。同時に、京浜市場への集中出荷についての是非について論議されているところであるが、農協は特にこれに対応していないために、一部農家では地場市場等への個人出荷が始められた。これが共同出荷率の低下の一要因になっている。

表1 桧原地区のダイコン栽培面積等

(単位: ha, t)

年次	作付面積	生食向生産量	共同出荷	同左比%	仙盛岡	福島	宇都宮	京浜	新潟
42	36	1,512	520	34	0	0	0	1,102	0
43	58	2,494	1,596	64	0	0	0	2,094	0
44	87	2,444	2,140	88	0	0	0	2,060	0
45	110	2,785	2,635	95	0	0	0	2,340	0
46	78	2,829	2,677	95	0	0	0	2,364	0
47	122	3,237	3,237	100	0	0	0	2,266	0
48	100	2,650	2,650	100	0	0	0	2,492	0
49	122	2,040	1,997	100	0	0	0	1,812	50
50	75	1,664	1,644	100	8	0	0	1,585	0
51	50	765	521	68	6	34	0	467	212
52	28	660	527	80	0	47	0	414	114
53	34	1,030	805	79	0	62	0	738	44
54	42	1,354	1,203	89	152	30	0	921	55
55	37	1,060	725	71	175	58	0	332	179
56	37	570	341	62	0	2	0	206	71
57	20	265	60	24	0	0	0	43	30
58	15	232	64	34	0	0	0	35	0
59	13	295	97	33	0	64	0	29	47
60	8	210	70	35	0	48	12	38	28

資料: 福島県農政部「指定産地20年の歩み」より

一方、昭和47年に西吾妻有料道路が開通し、農作物が収穫される9、10月には1日当たり700台以上の車輛がW集落内を通過している。このことに着目した一部の農家が、主としてダイコンの二級品や菌茸を中心として、無人の直売

所を開設した。その後有人販売に変化し、販売される農産物の規格も、市場出荷用の物が充てられるようになってきた。また、野菜の作付面積のなかで、未成熟トウモロコシの比率が昭和50年以降高まっており、ダイコンの代替作目

として導入されている。一般に未成熟トウモロコシの粗収益は低い、直売で「焼く」という行為により1本当たり200~300円での販売を可能としている。

これら直売の実施がW集落の多品目化を推進してきたといえ、現在の市場流通体制では困難な、多品目の産地形成と輪作体系の販売方法を変化させることにより確立したといえる。

また、指定産地制度により産地での作付下限面積が制限されると共に、同制度の価格保障制度に関連した指定消費地のなかでも、基準価格の高い地域へ集中的に出荷されることになると同時に、生産地においても比較有利性が発生

し、結果的に連作が行われるようになったが、比較有利性が消滅した後は、産地の展開過程のなかで導入されてくる作目に対する農協の対応のいかんにより、その後の農家の出荷方法が決定づけられる。

一方、市場流通方式の変化に伴って産地での集荷時間が早期化し、当産地の場合も昭和50年初期は集荷時間が17時（実際は18~19時であったという）であったものが、現在では13時30分まで早まり、重労働によって出荷量を確保するか、出荷量を減少させるかという選択が農業者に求められることになる。以上の点を整理し、フローチャートに表したのが図1である。

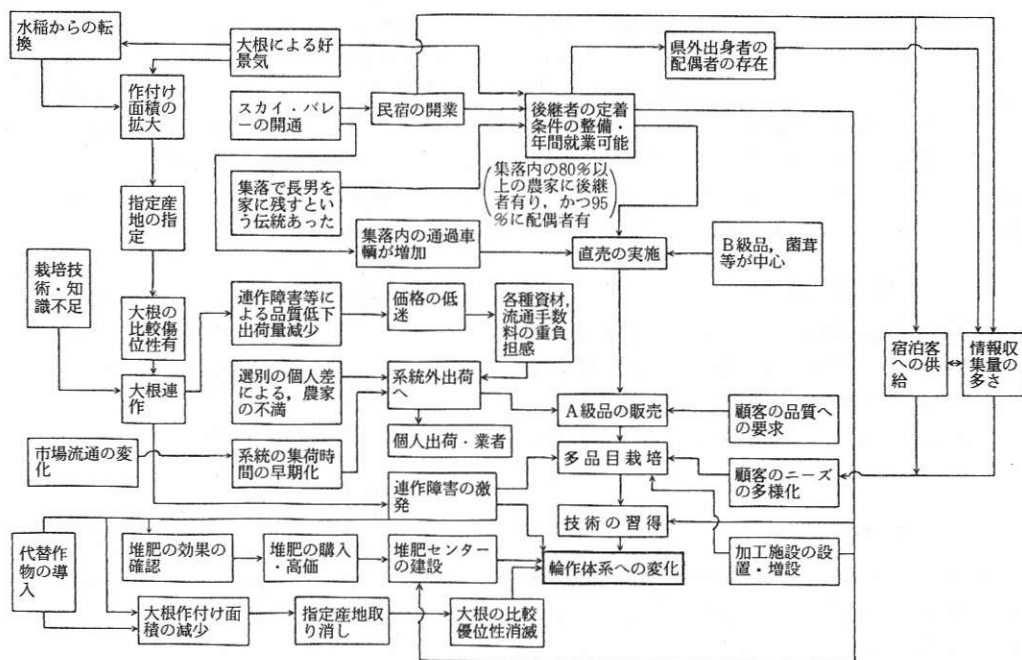


図1 W集落における野菜産地展開要因

4 論 議

今回の調査結果より以下の論議を提起する。

① 御園¹⁾が指摘しているように、現在系統流通に求められているものは、単品大規模産地における流通体制のみならず、合理的土地利用によって形成される産地、すなわち少量多品目の場合の流通体制の整備である。この流通体制の整備のいかんによって、その後の産地の方向が決定づけられる。

② 現在の価格保障制度においては、基準価格の高い地域へ出荷の集中があり、産地内で価格保障により比較優位性のある作目の連作が短期的に経営に有利に作用している現状を改善し、真に安定生産、安定供給が可能となるよう、作目ごとの指定から産地としての指定にすることが必要であり、掛金の負担率についても、現在の市場別基準価

格設定のみならず輪作体系の実施状況や有機質の投入状況等が負担率の中に算入されることが望ましい。

③ 市場流通の変化は単に販売・流通の問題でなく、生産地においても農家の生活時間変化や心理的負担²⁾が発生することより、十分な出荷体制の整備を必要とする。これが行われない場合には、個々の農家が経営に適合した出荷方法への転換が行われ、この転換方向は産地の分解を促進する方向に働くことが多い。

引用文献

- 1) 御園喜博. 1989. 地域農業の総合的再編. 農林統計協会. p.13-41.
- 2) 三浦富久子. 1988. 農作業改善手法の確立. 福島県農業試験場. 農業経営研究資料集 No.15: 53-67.